

入札に参加される方へ

千葉県の入札・契約締結を行うためには、下記の①～④の項目が全て一致していることが必須となります。

- ①会社に関する項目（商号、代表職名、代表者名、所在地等）
- ②千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿
- ③ＩＣカード（紙による入札書・見積書を含む）
- ④契約関係書類（契約書、着工届、工程表、請求書等）

会社に関する項目に変更があった場合

千葉県への入札参加資格については、変更後ただちに、資格申請システムで変更届を作成し、必要な書類を添えて千葉県電子自治体共同運営協議会へ提出してください。

（変更するまでは入札・契約できない項目：「商号又は名称」、「主たる営業所の所在地」、「法人の代表者」、「職名」、「実印」、「使用印」、「指名通知等を受ける事務所に係る事項」及び「契約代理人に係る事項」（所在地、営業所名、営業所代表者職名、営業所代表者氏名））

また、電子入札に使用するＩＣカードも使用できなくなります。

そのため、変更・再登録も忘れずに行ってください。

変更を行わずに、入札・契約を行うと

入札参加資格の「指名停止措置等」を受けることがあります。

変更手続の注意事項

「商号又は名称」、「主たる営業所の所在地」、「法人の代表者」の変更があった場合、登記簿謄本に加え、下記の書類も添付書類として使用可能としております。 変更時は迅速な申請をお願いいたします。

○株主総会（取締役会）の議事録の写し 等

※入札参加資格者名簿に関する基本的な手続については、千葉県電子自治体共同運営協議会（０４３－４４１－５５５１）へ問い合わせてください。